

裁定請求書 5階建

(脱退・選択一時金給付)

事業所番号

(受給権者→委託者用)

令和 年 月 日

契約番号	加入者番号	CD	受給権者番号	CD	事象発生年月日	令和 年 月 日	裁定年月日	令和 年 月 日
------	-------	----	--------	----	---------	----------	-------	----------

受給権者	フリガナ			性別	(5 男) (6 女)
	氏名	(氏)	(名)	生年月日	
				昭和	
				平成	
	フリガナ				
	住所				
	電話番号				

送金先	銀行振込	フリガナ	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	農協	フリガナ	支店
	1.普通 2.当座 9.その他 ()		口座番号						
口座名義	フリガナ	(氏)	(名)	※口座名義が左記の受給権者氏名(フリガナ)と同じ場合、口座名義の記入は不要です。					

一時金	基加	給付	種類	(脱退・選択)一時金額(円)	選択割合	一時金の計算式	支給事由	申告書	障害	立替払
	0 1				%		規約	条	有	
	0 2						規約	条	無	
	0 3						規約	条		
	0						規約	条		
	0						規約	条		

計算の基礎	基加	給付	(みなし)資格取得年月日	喪失年月日	喪失事由	実加入者期間	総中断期間	計算基礎給与(円)	加入者拠出金総額(円)
	0 1	昭令	年 月 日	年 月 日		年 月	年 月		
	0 2	昭令							
	0 3	昭令							
	0	昭令							
	0	昭令							

非居住者	海外出国年月日	昭令	年 月 日	※海外出国が2度以上にわたる場合には、右の項目に日数をご記入ください。	総加入者期間・国内内期間	一時金給付指定日	令和 年 月 日
------	---------	----	-------	-------------------------------------	--------------	----------	----------

繰下指図	基加	全部	事由	種類	繰下満了年月日	繰下割合
	0 1				令和 年 月 日	%
	0 2				令和 年 月 日	
	0 3				令和 年 月 日	
	0				令和 年 月 日	
	0				令和 年 月 日	

受給権者番号(年金)	CD
------------	----

全部 全て繰下げる場合:「1」	事由 1:喪失	種類 1:老齢給付金
一部繰下げる場合:「ブランク」	2:繰下内容変更	2:脱退一時金
(繰下割合を記入)	3:繰下満了	

所得区分の確認通知	
① 退職済	()
② 会社より退職手当等の支払いあり	()
③ 退職金の全額が年金制度に移行しているので	
会社退職金はないが ④ 役員就任	()
⑤ 嘱託などへの身分変更	()
⑥ 旧定年の打切支給に該当	()
④ その他在職支給	()

退職所得

一時所得

(備考)

年

月

日

豊能税務署長
市町村長 殿

事業所番号

年分

退職所得の受給に関する申告書
退職所得申告書

支払者

所在地

大阪府豊中市新千里西町1-1-3

名称

受託者 三井住友信託銀行株式会社

法人番号

2010001146005

契約番号

加入者番号

CD

受給権者番号

CD

令和

年

月

日

令和

年

月

日

受給者

フリガナ

氏名

1月1日
住所

裁定請求書に記載の住所
と同じ場合は省略可能

個人番号

A

このA欄には、すべての人が記載してください。（あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB欄以下の各欄には記載する必要はありません。）

①退職手当等の支払を受けることとなった年月日

平令

年

月

日

②退職の区分等

一般・障害

生活扶助

有・無

③この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間

昭令

年

月

日

昭令

年

月

日

年数

うち特定役員等期間

無

うち短期勤続期間

昭令

年

月

日

昭令

年

月

日

年

B

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。B欄の退職手当等がある場合は、その退職手当等の源泉徴収票（特別徴収票）又はその写しをこの申告書に添付してください。

④

1

受給資格取得年月日

本年中に支払いを受けた他の退職手当等

勤続期間（自）

勤続期間（至）

年数

収入金額

源泉徴収税

市町村民税

道府県民税

支払を受けた年月日

平令

年

月

日

昭令

年

月

日

昭令

年

月

日

年

円

円

円

円

平令

年

月

日

うち特定役員等

昭令

年

月

日

昭令

年

月

日

年

円

退職の区分

一般・障害

うち短期

昭令

年

月

日

昭令

年

月

日

年

円

退職の区分

一般・障害

2

受給資格取得年月日

本年中に支払いを受けた他の退職手当等

勤続期間（自）

勤続期間（至）

年数

収入金額

源泉徴収税

市町村民税

道府県民税

支払を受けた年月日

平令

年

月

日

昭令

年

月

日

昭令

年

月

日

年

円

円

円

円

平令

年

月

日

うち特定役員等

昭令

年

月

日

昭令

年

月

日

年

円

退職の区分

一般・障害

うち短期

昭令

年

月

日

昭令

年

月

日

年

円

退職の区分

一般・障害

3

受給資格取得年月日

本年中に支払いを受けた他の退職手当等

勤続期間（自）

勤続期間（至）

年数

収入金額

源泉徴収税

市町村民税

道府県民税

支払を受けた年月日

平令

年

月

日

昭令

年

月

日

昭令

年

月

日

年

円

円

円

円

平令

年

月

日

うち特定役員等

昭令

年

月

日

昭令

年

月

日

年

円

退職の区分

一般・障害

うち短期

昭令

年

月

日

昭令

年

月

日

年

円

退職の区分

一般・障害

⑤

③と④の通算勤続期間

昭令

年

月

日

昭令

年

月

日

年数

うち特定役員等勤続期間

昭令

年

月

日

昭令

年

月

日

年

うち短期勤続期間

昭令

年

月

日

昭令

年

月

日

年

うち一般勤続期間との重複勤続期間

昭令

年

月

日

昭令

年

月

日

年

C

あなたが前年以前4年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払いを受ける場合には19年内）に退職手当等の支払いを受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。

⑥

受給資格取得年月日

勤続期間（自）

勤続期間（至）

支払者の名称・所在地

平令

年

月

日

昭令

年

月

日

昭令

年

月

日

収入金額

源泉徴収税

市町村民税

道府県民税

支払を受けた年月日

退職の区分

円

円

円

円

平令

年

月

日

一般・障害

⑦

③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間

昭令

年

月

日

昭令

年

月

日

年数

①うち特定役員等勤続期間との重複勤続期間

昭令

年

月

日

昭令

年

月

日

年

②うち短期勤続期間との重複勤続期間

昭令

年

月

日

昭令

年

月

日

年

D

A又はBの退職手当等についての勤続期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

⑧

Aの退職手当等についての勤続期間（③）に通算された前の退職手当等についての勤続期間

昭令

年

月

日

昭令

年

月

日

年数

うち特定役員等勤続期間

昭令

年

月

日

昭令

年

月

日

年

うち短期勤続期間

昭令

年

月

日

昭令

年

月

日

年

⑨

Bの退職手当等についての勤続期間（④）に通算された前の退職手当等についての勤続期間

昭令

年

月

日

昭令

年

月

日

年数

うち特定役員等勤続期間

昭令

年

月

日

昭令

年

月

日

年

うち短期勤続期間

昭令

年

月

日

昭令

年

月

日

年

⑩

③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間

昭令

年

月

日

昭令

年

月

日

年数

①うち特定役員等勤続期間

昭令

年

月

日

昭令

年

月

日

年

②うち短期勤続期間

昭令

年

月

日

昭令

年

月

日

年

⑪

⑧と⑨の通算期間

昭令

年

月

日

昭令

年

月

日

年数

①うち⑧と⑨の通算期間

昭令

年

月

日

昭令

年

月

日

年

②うち⑧と⑨の通算期間

昭令

年

月

日

昭令

年

月

日

年

(注) この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42％に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。

用No.06968-03（東）（5×25）（5-5）7年 2022.05

2023.04 TF